

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長

## 健康保険法等の一部を改正する法律の施行について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 5 日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び令和 3 年 6 月 11 日公布「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部が令和 4 年 10 月 1 日から施行され、「短時間労働者への適用拡大」及び「育児休業中の保険料免除要件」について変更がありますのでお知らせします。

なお、改正された内容の取扱について被保険者各位へ広報いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### I. 短時間労働者の適用拡大について

##### 【改正内容】

##### (1) 「特定適用事業所」の要件

厚生年金保険の被保険者の総数が常時「500 人」を超える企業から、常時 100 人を超える（1 年間のうち 6 ヶ月以上 100 人を超えることが見込まれる場合をいう。）企業に拡大されます。

##### (2) 「短時間労働者」の適用要件

短時間労働者の資格取得基準であった「雇用期間が 1 年以上見込まれること」（1 年以上継続使用要件）が撤廃され、通常の被保険者同様「雇用期間が 2 ヶ月を超えて見込まれること」となります。

##### 【新たに特定適用事業所となる見込みの事業所について】

「厚生年金保険の被保険者が直近 12 カ月のうち 6 ヶ月以上 100 人を超えることが見込まれる」事業所が対象となることから、特定適用事業所となる見込みの事業所に対しましては、日本年金機構より案内が送付されております。

なお、新たに令和 4 年 10 月 1 日より短時間労働者に該当された場合は、健康保険・厚生年金の被保険者となりますので、当組合へ健康保険被保険者資格取得届のご提出をお願いいたします。

おって、特定適用事業所に該当する旨、日本年金機構より通知を受けた事業所は当組合までご一報くださるようお願いいたします。

また、現在認定中の被扶養者の方がパート・アルバイト先において、短時間労働者として被保険者の資格を取得された場合は、速やかに「健康保険被扶養者（異動）届」に健康保険証を添付のうえ、削除の手続きをお願いいたします。

### 【要件早見表】

要件	現行（平成 28 年 10 月～）	改正（令和 4 年 10 月～）
事業所の規模	常時 501 人以上	<b>常時 101 人以上</b>
労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上あること	変更なし
賃金	月額 88,000 円以上であること	変更なし
雇用期間	雇用期間が継続して 1 年以上使用される見込みがあること	<b>雇用期間が継続して 2 カ月を超えて使用される見込みがあること</b>
適用除外	学生ではないこと	変更なし

## II. 育児休業等期間中の保険料免除要件の改正

- (1) 月末が育児休業等期間中である場合に加え、同月中（育児休業等を開始した日と終了する日の翌日が同一月内）に 14 日以上育児休業等を取得した場合に免除されます。
- (2) 賞与保険料については、育児休業等を 1 ヶ月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。
- (3) 出産時育児休業制度（産後パパ育休）の保険料免除対象追加  
出産時育児休業制度は、令和 4 年 10 月 1 日より施行される育児・介護休業法改正により、育児休業の一類型として創設される制度で、この度の健康保険法関係省令の改正により、健康保険料の免除の対象に追加されました。  
(育児・介護休業法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお願いいたします。)

詳細については、リーフレット「育児休業等期間中における健康保険料の免除要件が改正されます。」をご覧ください。

なお、この改正により「育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届」の様式も変更となります。

ホームページの掲載は、令和 4 年 9 月下旬の予定です。